

愛媛県報

発行 愛媛 媛 県

平成19年9月25日火曜日 第1899号

大規模小売店舗の変更の届出の取下げ......996

新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.......996

道路の位置の指定......997

第1899号

選挙管理委員会告示

参議院選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関 する収支報告書の要旨.......997

告 示

○愛媛県告示第1516号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成19年9月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する 年 月 日	届出年月日
コープ余戸	松山市余戸南四丁目 19 - 35	大規模小売店舗において小売 業を行う者の開店時刻及び閉 店時刻	生活協同組合コープ えひめ 10時 からで 午後3 10時 計 年後3 10時 計 年後9 10時 計 年後9 10時 計 年後9 10時 計 年後9 10時 計	生活協同組合コープ えひめ 午前9時45分まで 株式会社レデら 株式の時から 株式の時から 大後9時45分イ 大前10時から 午後9時まで	平成19年 9 月30日	平成19年 8 月31日
		来客が駐車場を利用すること ができる時間帯	午前 9 時30分から 午後 9 時30分まで	午前 8 時30分から 午後10時まで		
		荷さばき施設において荷さば きを行うことができる時間帯	午前9時から 午後9時まで	午前6時から 午後9時まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1517号

大規模小売店舗の変更の届出の概要等(平成19年6月愛媛県告示第1177号)によりその概要等を告示した大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による届出が取り下げられたので、次のとおり告示する。

平成19年9月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

大 規	模小壳店舗	取下
名 称	所 在 地	年月日
フジグラン重信・ディッ ク E X 重信	東温市野田三丁目 1 番13号外	平成19年 9月15日

○愛媛県告示第1518号

四国中央市土居町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改

良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・藤原地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年9月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
- (1) 新規土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・藤原地区)計画書の写し
- (2) 四国中央市土居町土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間

平成19年9月26日から10月24日まで

3 縦覧場所

四国中央市役所土居総合支所

○愛媛県告示第1519号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成19年 9 月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

南宇和郡愛南町御荘平城4191番4及び4191盤7

2 申請人の住所氏名

南宇和郡愛南町御荘平城4840番地

有限会社荒金建設 代表取締役 荒金 興宏

3 図面省略

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第89号

平成19年7月29日執行の参議院選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は、次のとおりである。 平成19年9月25日

愛媛県選挙管理委員会委員長 藤 山 薫

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成19年7月29日執行

参議院選挙区選出議員選挙(愛媛県選挙区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

39 538 ,900円

3 報告書の要旨

候補者氏名	友 近 聡 朗	所属党派	無所	属	期間	平成19年8月11日から 平成19年9月11日まで	第 2 回分
収入				支出	1		
				通信費			128 ,964円
今 回 計			0円	今 回	計		128 ,964
前回計			7 ,350 ,000	前回	計		10 ,091 ,946
総計			7 ,350 ,000	総	計		10 220 910
報告書受理年月日	1	平成 19 年 9	9 月 11 日		:	第2回報告分	

平成19年 9 月25日 発行 997